

給排水申請における注意事項

申請書類に係る注意事項・・・・・・・・・・ P 1～P 3

給水装置工事に係る注意事項・・・・・・・・・・ P 4～P 6

排水設備工事に係る注意事項・・・・・・・・・・ P 7～P 9

申請書の見本

給排水申請書類において、不備や不足の多い事項をまとめました。

各注意事項をご確認いただき、円滑な申請審査業務の遂行にご協力いただきますようお願いいたします。

申請書類に係る注意事項

◇申請書および通知書の記入に係る注意事項

別添の見本にならって、太枠内すべての項目を漏れなく記入してください（令和5年4月以降、新様式になっています）。集合住宅や開発団地等の申請の場合は、通常の申請書に加え、集合住宅用または承認工事用の申請書を提出してください。

なお、給水申請の各記入項目については、「給水装置工事の施行基準」第6章“関係書類とその記載要領”を参考にして、ご記入ください。

その他、主な注意事項は、以下のとおりです。

① 申請手続等における委任代理関係の明確化

指定事業者または指定工事店が、申請者に代わって申請書類を提出する場合は、チェック欄へのレ点チェックが必須となります。

② 申請地番

使用する地番を記入してください。地番が複数存在する場合は、代表地番に1つ、その他地番に残りの地番を記入してください。開栓の連絡は、代表地番にて承りますので、代表地番をどの地番にするかあらかじめ申請者にご確認ください。

また、区画整理の場合は、対象の街区をブロック・ロット欄に記入し、該当地番証明書（底地証明書）に記載された底地の地番を代表地番及びその他地番欄に記入してください。

③ 敷地面積

土地の登記事項証明書などを参考にして、申請地番に記入したすべての地番の合計面積を記入してください。また、区画整理の場合には仮換地証明書を参考にして、対応する街区の合計面積を記入してください。

④ 建物名称

建物の名称を記入してください。申請時点で名称が決まっていない場合には、仮称を記入してください。（例）「（仮称）料金太郎マンション」

⑤ 棟・号数

アパート等の部屋番号を記入してください。しゅん工時に部屋番号の変更が無いように、必ず事前に確認してください。

また、共有栓は、以下の2つに分類されます。

- ・ 散水栓→下水道に接続しないメーター（下水道料金は徴収されません）
- ・ 共用栓→下水道に接続するメーター（下水道料金が徴収されます）

申請書類に係る注意事項

◇道路占用書類について

○提出先・審査期間について

区分	提出先	管理者	審査期間（目安）
市道	料金課	市土木管理課	15営業日
法定外		市土木管理課	15営業日
区画整理		市市街地整備課（区画整理支援課）	15営業日
県道 ※1		愛知県	2～3か月
国道 ※2		国土交通省	2～3か月
土地改良区の道水路	土地改良区	土地改良区	許可書の写しを料金課に提出してください。
水路	水路管理者	市土木管理課	
私道	占用申請不要	道路部分を一部でも所有している場合は、土地使用承諾は不要です。所有していなければ、所有者全員分の土地使用承諾が必要です。	

※1 国道153号及び国道155号以外の国道を含む

※2 国道153号及び国道155号のみ

○道路占用・道路使用に係る提出書類について

道路占用書類				道路使用書類 ※3	
給水管		下水道取付管		上下水共通	
公図	2部	公図	2部	道路使用許可申請書	2部
位置図	2部	位置図	2部	位置図	2部
平面図・断面図・復旧図	2部	下水本管図	2部	平面図・断面図・復旧図	2部
保安図	2部	取付管設置標準図	2部	保安図	2部
迂回路図 ※4	2部	平面図・断面図・復旧図	2部	迂回路図 ※4	2部
写真	2部	保安図	2部	県証紙（2,500円）※5	1部
着手届	3部	迂回路図 ※4	2部		
		写真	2部		

※3 市道および県道（国道153号及び155号以外の国道含む）の場合のみ必要

※4 車輛通行止め、全面通行止めの場合（行き止まり道路は不要）

※5 道路使用許可申請書にのり付けした状態でご提出ください

- ・あくまで一般的な占用申請に関するご案内です
- ・給排水両方の取出しを行う際は、それぞれ2部ずつ計4部の書類提出が必要です
- ・不備等がある場合は、さらに審査期間が延びることがあります
- ・県道や国道の占用を提出予定の方等は、あらかじめ料金課職員にご相談ください

○ 道路占用書類に係る注意事項

1 公図

- ・新設管の引込位置・管種・口径が分かるように図示してください。
- ・給水管で撤去がある場合は、撤去管（点線）も図示してください。

2 平面図・掘削断面図・舗装復旧断面図

- ・道路後退しても申請の時点で市に寄付しない場合は、民地として扱い、占用の延長

申請書類に係る注意事項

には含めないでください。

- ・本復旧範囲の端が中央線・縁切線・道路端まで近接する場合は、本復旧をそのラインまで施工してください。
- ・区画線等がある場合は、現状復旧する旨を記載してください。
- ・同一申請者、同一路線で複数本施工する場合は、給水管と取付管を1つの平面図にまとめて作成ください。
- ・舗装構成は路線によって異なります。特に国道、県道、区画整理地内の舗装構成については、あらかじめ道路管理者に確認してください。
(一般的な車道舗装構成 市道：2層 法定外道路：1層)

3 保安設備

- ・残幅員が2.5m以上ある場合は、片側交互通行で施工してください。
- ・工事区間の距離を記載してください。
- ・鉄板を敷いて歩行者や車両を通行させることはできません。
- ・半断面ずつ施工する場合は、それぞれの保安設備を提出してください。
- ・歩行者用の通路は0.75m以上確保してください。確保できない時は全面通行止めになります。

4 迂回路図（車輛通行止め、全面通行止めの場合）

- ・関係各所と十分に調整し、周知してください。

5 道路使用許可申請書類

- ・県証紙が貼られている申請書は料金課で別保管しますので、窓口で市職員に声をかけてください。なお、県証紙があることを市職員が確認していない場合の紛失は、責任を負いかねます。
- ・市道、県道（R153、155以外の国道含む）以外の道路の場合、道路使用許可は道路占用の許可が下りてから、警察署に申請してください。
- ・最新の様式を使用してください。押印廃止のため、道路使用許可申請書の様式に押印欄がなくなっています。

豊田警察署の管轄区域：旧豊田市内、藤岡地区、小原地区

足助警察署の管轄区域：足助地区、下山地区、旭地区、稻武地区

6 写真

- ・取出位置、復旧範囲が分かるように線を引いた写真を提出してください。

7 下水道本管図（下水道取付管の占用申請の場合のみ）

- ・上流マンホールからの距離、取付管口径、取付管延長、取出場所が分かるように図に記載してください。

8 取付管設置標準図（下水道取付管の占用申請の場合のみ）

- ・掘削深が1.5m以上になる場合は、矢板施工をしてください。占用書類に土留工標準図が必要になります。

給水装置工事に係る注意事項

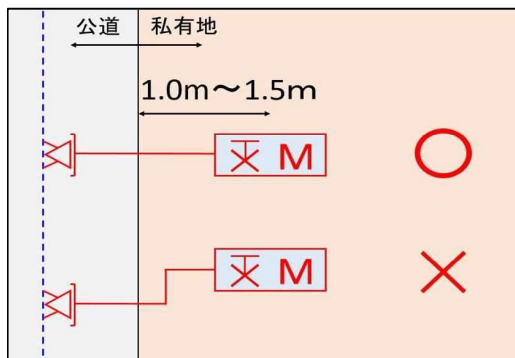
◇水道メーターの位置について（施行基準 p 5 6）

水道メーターは、原則として、宅地内の官民境界から1.0m～1.5m以内で、検針及び取替えを容易に行える場所に設置してください。また、配水管分岐位置から垂直線上に設置してください。

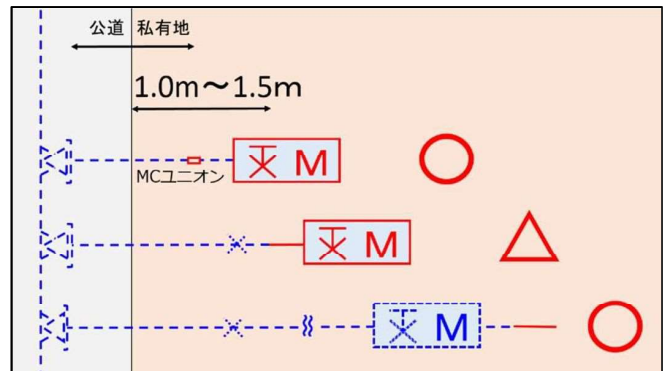
◇第一乙止水栓の設置について

原則として、一戸建て住宅（メーター口径25mm以下）の場合、第一乙止水栓の設置は認めません。なお、既設の給水装置に第一乙止水栓が設置されている場合においても、原則、既設の乙止水栓を撤去し、メーターを手前に移設してください（施工が困難である等のやむを得ない場合を除く）。

例：新設工事



例：改造工事



◇水栓数および布設距離について（施行基準 p 3 6、p 5 5）

表1 水栓数の基準			
メーター口径	φ13	φ20	φ25
水栓数	7栓まで	15栓まで	25栓まで

表2 布設距離の基準			
取出口径	φ13	φ20	φ25
布設距離	15mまで	40mまで	60mまで

※布設距離は、サドル分水栓から一番遠い蛇口までの距離です。水道メーターから蛇口までの距離ではありません。

※表1又は表2の基準を超える場合は、水圧・水量不足承諾書の提出が必要になります。

◇既設給水装置の確認について

申請書を提出する前に、現場及び料金課窓口パソコンの両方で申請地における既設給水装置の有無・詳細を確認してください。

既設給水装置がある場合は、申請書に給水台帳の添付が必要になります。給水台帳は給水装置所有者の承諾印のある「利用申請書」と、窓口パソコンから印刷した「給水台帳」を料金課職員に提出してください。

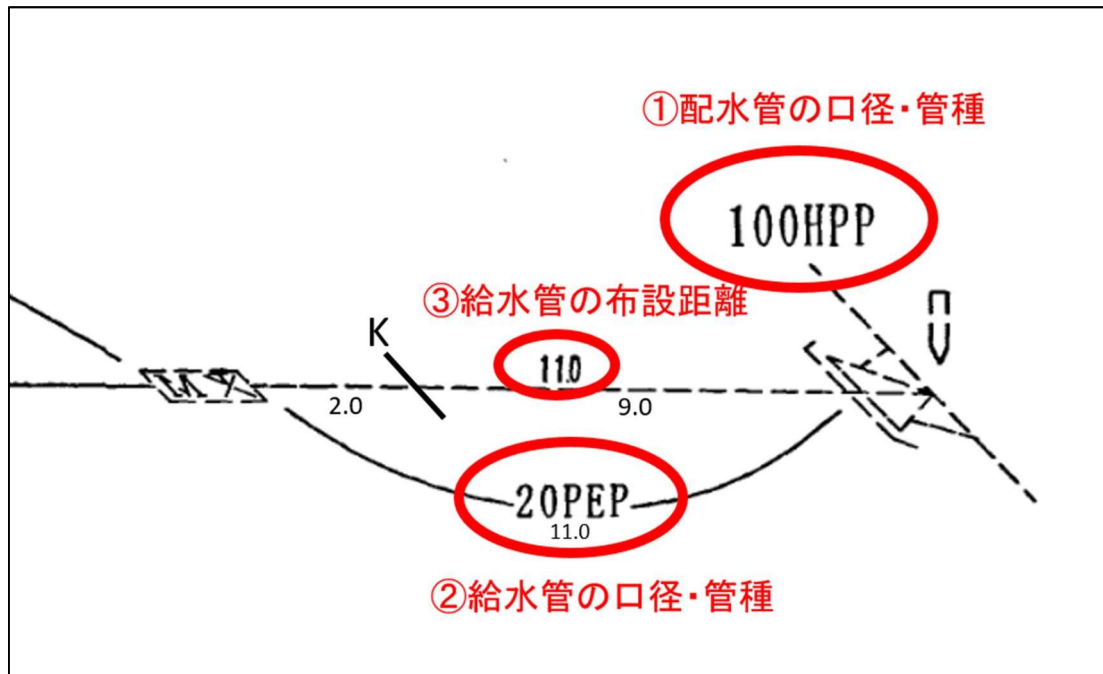
※区画整理地内については、現場や窓口パソコンで既設装置の有無を確認が難しいため、事前に区画整理従前地の既設装置の有無を申請者に確認してください。

※給水台帳の登録がない場合は、料金課職員にご相談ください。

給水装置工事に係る注意事項

◇給水図面の作図について（施行基準 p 174、175）

給水図面には、①配水管の口径および管種、②給水管の口径および管種、③給水管の布設距離の3点を必ず記載してください。それぞれ、本管図面および給水台帳から確認することができます。



◇申請者と給水装置所有者の関係について

給水申請は、給水装置所有者でなければ申請することができません（新設工事を除く）。事前に申請者が給水装置を所有しているか必ず確認してください。

※申請者が給水装置を所有していない場合は、給水装置所有者変更届の提出が必要になります。

◇新規給水負担金の減免・軽減について（施行規程 25 条関係）

給水申請において家屋等に移転する場合で、既設給水装置を廃止し、新設した給水装置により給水を受けるときには新規給水負担金を減免又は軽減することができます。その際には以下2点の書類を申請提出時に添付してください。

- ① 新規給水負担金減免申請書
- ② 移転元の既設の給水台帳

※既設給水装置の所有者が今回の申請者と異なる場合には、所有者変更の手続きが必要になります。

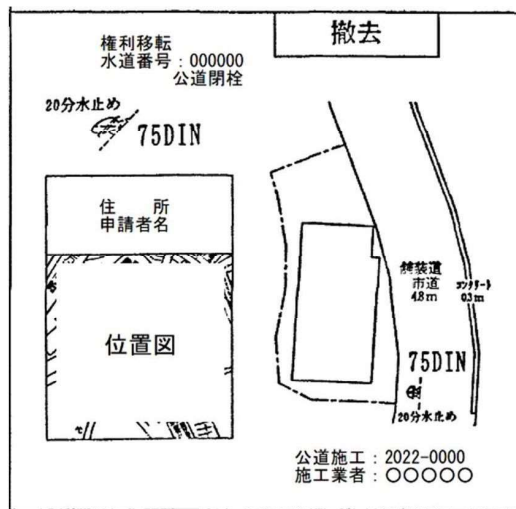
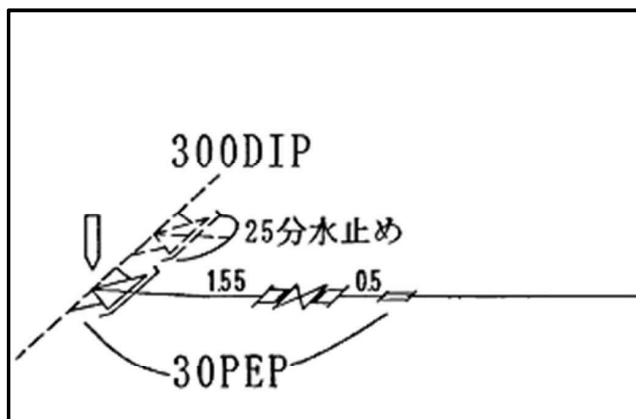
また、申請の給水図面及び竣工時の給水台帳には移転元の情報と撤去状況についてわかりやすく記載する必要があります。

※申請後に既設の給水装置の存在が判明した場合でも、申請の修正はできかねますので、申請者とその家族の過去の水道記録をもれなく確認してください。

（区画整理地内は特に気を付けてください）

給水装置工事に係る注意事項

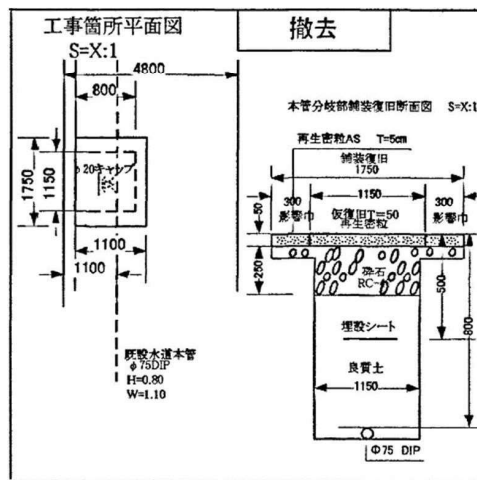
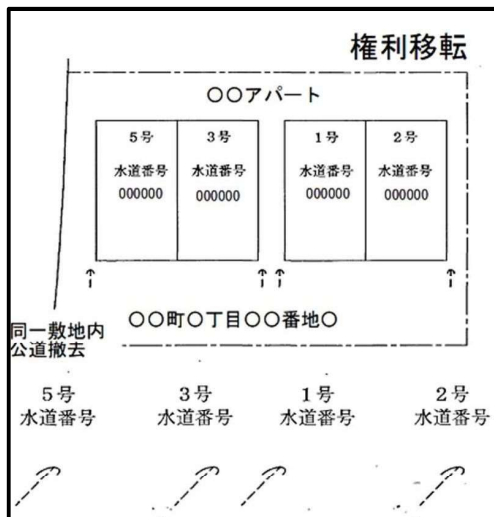
【権利移転のある申請時の給水図面と竣工時の給水台帳について】



閉栓については立面図に記載してください。別地点で閉栓のうえ、権利を移転する場合は撤去箇所の住所、位置図等を記載して申請地との位置関係がわかるように記載してください。(竣工図面でも同様の記載をしてください)

また、集合住宅の建替え等で複数権利の移転を実施する際には、それぞれの権利についての従前の水道番号や、撤去方法がわかるように図面に記載してください。

公道撤去を実施した際の竣工時給水台帳には、通常の出だし部の掘削断面図に加え、撤去部の掘削断面図も同様に記載してください。



排水設備工事に係る注意事項

◇排水設備計画確認申請書について

- 着手予定、完了予定、水道番号、メーター口径、メーター番号を必ず記入してください（一時使用も同じ）。
- 給水申請に取付管の先行取出しをセットで提出する場合は、排水設備計画確認申請書欄にチェックは付けないでください。
 - ※先行取出しの添付書類は次の通りです。
 - ・取付管位置確認書写し（マンホールからの距離を確認するため）
 - ・道路占用許可申請書類2部、
 - ・道路使用許可申請書類2部（当該道路が市道認定を受けている場合）

◇公共ます等設置（増設）申請書について

- 土地、家屋所有者の承諾について、登記簿等で各所有者を確認し、署名押印をもらってください。
- 土地が共有の場合は、各々の押印が必要です。共有者を1つの印鑑で承諾は不可。
- 既設取付管口径を確認し、それに適合する公共ますのタイプを○で囲ってください。
- 公共ます設置申請書の費用負担欄について、必ず必要個数を記入してください。
- 費用負担が不明の場合は、申請前に料金課で確認してください。
- 土地所有者が死亡し、かつ、相続人が未確定の場合は、「相続代表者○○ ○○」と記入し、相続代表者の押印が必要になります。

◇取付管設置位置確認書について

- 取付管が道路縦断に対して斜め取出しとなる場合は、申請前に必ず道路管理者と協議してください。道路管理者の承諾が得られない場合は、本管の延伸が必要になるため、申請前に下水道施設課に相談してください。
- 工事が完了したら1か月以内に「取付管設置工事完成届」及び「取付管位置確認書（市負担、個人負担を記入）」を提出してください。

◇図面作成について

『勾配計算』

- 管底高は、小数点以下を切上げまたは切捨てとし、正数で表記してください。
- 合流ますについて、各上流から計算した値が合流ますで同一となるよう確認してください。
- 地盤高が変わる場合は、ますの管底高の計算を注意してください。
- 公共ますの内部落差（ $h=5$ 、 $h=10$ ）を表記してください（公共ますタイプ確認のため）。
- 管の勾配は $1.0/100$ 以上 $3.0/100$ 以下を基準とします。
- ます間の最大延長は排水管口径の120倍以内とします。（例： $\Phi 100$ の場合、12m以内）

※設計図の記号については「下水道排水設備指針と解説—2016年版—」P74～84を参照してください。

排水設備工事に係る注意事項

◇図面作成について（続き）

『給湯器ドレン』

- 給湯器ドレン排水には酸性の成分が含まれるため、下水排水管へ接続してください。ただし、給湯器付近に排水管が無く、そのため排水管を延伸しなければならない場合は、料金課に雨水系統への接続の可否について相談してください。
- 給湯器ドレン排水は、排水量が少ないため、トラップますを設置すると、トラップの封水が無くなり臭いが発生しやすくなります。このため、給湯器の排管または既設ます内部に設置する間接排管継手の取扱いも可とします。
その場合、使用する給湯器及び間接排水接手の商品名を表記してください。

『露出立下り管』

- 2階以上の排水を露出立下り管で排水する場合、**VP**管または塗装**VU**管を使用し、その旨を表記してください。既設管でいずれの対応も行わない場合は、「排水設備基準外の工事について」の提出が必要になります。

『その他』

- 位置図の豆図は必ず貼り付けてください。
- 方位を図示してください（位置図と図面の方位を合わせること）。
- 雨水系統を図示してください。
- 水道メーターの位置を図示してください。
- 排水管の土被り不足がある場合は、**VP**管を使用してください。土間コンクリート等が打設されており、その旨（保護あり、コンクリート舗装あり）を表記している場合は、「排水設備基準外の工事について」の提出は不要です。
- 浄化槽切替えなど既設器具を使用する場合、既設器具の管種及び管口径を表記してください（トイレ(大) $\Phi 75$ mm、その他 $\Phi 50$ mm以上を確認するため）。
- 同一敷地にある別棟の既設排水は、破線で記入してください。（ますと排水管のみで可）
- コンクリート製の公共ますは市負担で交換できます。申請書に現況写真（公共ますの内部、外部）を必ず提出してください。
※写真の提出が無い場合は個人負担になります
- 申請許可後に公共ますタイプの変更がある場合は、必ず料金課へ連絡してください（施工当日でも可）。
- 既設公共ます交換または蓋のみ交換の場合、既設ます蓋は必ず料金課へ返却してください。

排水設備工事に係る注意事項

◇除害施設について

『グリーストラップ』

- 社員食堂、営業用調理場等には設置が必要です。
- 微生物やオゾン等で油脂類を分解するタイプの除害施設は、完全な分解効果が見られないため、設置を認めません。
- 新設の場合は、必ず設置容量計算書を提出してください。浄化槽切替えて、店舗の業種と既設グリーストラップの容量に差異が見られる場合は、計算書の提出及びグリーストラップの入替えを求めることがあります(特にラーメン店、中華料理店、焼肉店に注意)。

『オイルトラップ』

- ガソリン、油類が流出する施設に設置してください。
- 洗車場において洗車スペースを覆う屋根の設置が困難な場合は、オイルトラップ流入手前に切替えバルブ等の設置が必要になります(晴天は下水、雨天は雨水へ切り替えるため)。

『サンドトラップ、セメントトラップ』

- 泥、砂、セメント等を多量に排出する施設に設置が必要になります(地質調査会社、セメント会社等)。
- 幼稚園、保育園、学校などの屋外足洗い場を下水に接続する場合にも設置が必要です。

『ヘアトラップ』

- 理美容店の洗髪台に設置が必要です。
- 新規に設置する場合は、申請書に洗髪台及びトラップ部分のカタログを添付してください。

『ランドリートラップ』

- 営業用洗濯場等に設置が必要です(排水に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離するため)。
- 分離ますの代用も可とします。

『プラスタトラップ』

- 外科ギプス室や歯科技工室のある施設に設置が必要です(排水に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶解物質を分離するため)。
- 貴金属加工の作業場にも設置が必要です。

見本

給水装置工事承認申請書 (兼)給水装置工事設計審査申請書

豊田市水道事業給水条例第5条第1項の規定により給水装置の新設等を申し込みたいので、裏面記載事項を遵守することを誓約の上、次のとおり申請します。

排水設備計画確認申請書

豊田市公共下水道条例第6条第1項・豊田市污水处理施設条例第5条第1項の規定による排水設備等の計画の確認を受けたいので、裏面記載事項を遵守することを誓約の上、次のとおり申請します。

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住所 〒 471-8501

アパート等の名称及び部屋番号

愛知県豊田市西町3丁目60番地

フリガナ

リウキョウ 知ウ

氏名

料金 太郎

電話番号 (0565) 34 - 6680

1 私(申請者)は、次の指定給水装置工事事業者又は排水設備指定工事店を代理人として指定し、この申請並びにこれに関する各種手続及び工事の施行の権限を委任します。

指定工事店, 工事場所等, 既設, 給水, 排水 sections with various fields and checkboxes.

<< 担当課処理欄 >>

Table with columns for 給水 受付番号, 排水 確認番号, 決定者, 検討者, 起案責任者, and financial/contract details.

表記の給水装置工事の新設等の申込み・排水設備に係る工事の申込みに当たり、次の事項を遵守することを誓

- 1 関係する法令、条例及び規程を遵守します。
- 2 この申請書及び添付する承諾書等に虚偽の記載、記載漏れ等があり、事後に問題が発覚したときは、私(申請者)、指定給水装置工事事業者及び主任技術者並びに排水設備指定工事店及び責任技術者がその責めを負うこととする。
- 3 土地及び私有管の権利者と申請者が異なる場合は、権利者の承諾を得ます。また、布設後に土地の売却その他状況の変更をしようとするときは、あらかじめ関係者と協議します。

※裏ページに記入項目はありません。

集合住宅

給水装置工事承認申請書

※様式第1号(別紙1)のみで申請することはできません。

〇〇年 △月 □日

豊田市事業管理者様

申請者 住所 〒 471-8501

アパート等の名称及び部屋番号

愛知県豊田市西町3丁目60番地

フリガナ 料金 太郎
氏名

電話番号 (0565) 34 - 6680

指定工事店

指定給水装置工事事業者(指定番号 第 号)

名称 豊田給排水設備工事株式会社

代表者 給排水 一郎

電話番号(××××) ×× - ××××

工事場所

申請地番 代表地番 豊田市〇〇町〇〇丁目〇番〇〇

・ブロック・ロット 〇〇土地区画整理〇〇B〇〇L

その他地番 △△番△、□□番□

集合住宅情報

(代表装置も含む全戸記入)

フリガナ 建物名称 〇〇マンション

階数 3 階 戸数 9 戸 全メーター数 11 個

部屋タイプ ワンルーム(1LDK以下) ファミリー その他(店舗等)

給水区分別 直圧給水 直結増圧給水 受水槽給水

契約区分別 なし 直読契約 隔測契約

給水装置

Table with columns: 棟・号数, メーター口径, 備考. Rows include 101, 102, 103, 201, 202, 203, 301, 302, 303, 散水栓, 共用栓.

《担当課処理欄》

Table with columns: 新規給水負担金, 立会検査手数料, 合計額. Rows 1-15.

備考

(件数が多い場合は、裏面をご利用ください。)

Table with columns: 決定者, 検討者, 起案責任者.

代表受付番号

受付年月日

承認年月日

—

年 月 日

年 月 日

(裏)

集合住宅情報	フリガナ 建物名称		〇〇マンション			
	給 水 装 置			《担当課処理欄》		
	棟・号数	メ-タ-口径	備考	新規給水負担金	立会検査手数料	合計額
						16
						17
						18
						19
						20
						21
						22
						23
						24
						25
						26
						27
						28
						29
						30
						31
						32
						33
						34
						35
						36
						37
						38
						39
						40
						41
						42
						43
						44
						45
						46
						47
						48
						49
						50
						51
						52
						53
						54
						55

見本（取付+開始）

入力	確認

新規メーター取付依頼書

必ず記入！

提出日の2営業日以降の日付を記入する

		提出日 令和 4 年 8 月 23 日	
設置場所 (代表地番)	豊田市 ○○町○丁目○番地	給水受付番号(※1)	取付日
		2022-0000	令和4年8月25日
フリガナ		取付作業者	
集合住宅名・ 使用方番等	○○ ○○ 様邸	水道局	

【注意事項】

- ※1 給水受付番号は、下表NO.1に記入された水道番号に対応する受付番号を記入してください。
- ※2 取付と同時に開始(開栓)する場合は水道料金を請求しますので、請求先を記入してください。
取付のみ(止水)の場合は空欄としてください。

依頼者	工事店名	(有) ○○
	担当者	○○
	電話	000-0000-0000
備考		

水道料金請求先〔使用者〕(※2)	フリガナ	(カブ) ○○○○
	氏名(会社名)	(株) ○○○○
	住所・所在地	<input type="checkbox"/> 設置場所に同じ 豊田市 ○○町○丁目○番地
	送り先方番	(支店、営業所名など) 豊田支店
	電話	0565-00-0000

NO.	水道番号	号数等	口径(ミリ)	依頼作業	備考
1	000000		20	取付+開始	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※依頼作業が「取付+開始」の場合、上記使用者に水道料金を請求します。

見本（取付のみ）

新規メーター取付依頼書

必ず記入！

入力	確認
----	----

提出日の2営業日以降の日付を記入する

提出日 令和 4 年 8 月 23 日	
設置場所 (代表地番)	豊田市 ○○町○丁目○番地
フリガナ	
集合住宅名・ 使用方番等	
給水受付番号(※1)	2022-0000
取付日	令和4年8月25日
取付作業者	水道局

【注意事項】

- ※1 給水受付番号は、下表NO.1に記入された水道番号に対応する受付番号を記入してください。
- ※2 取付と同時に開始(開栓)する場合は水道料金を請求しますので、請求先を記入してください。取付のみ(止水)の場合は空欄としてください。

依頼者	工事店名	(有) ○○
	担当者	○○
	電話	000-0000-0000
備考		

水道料金請求先〔使用者〕(※2)	フリガナ	
	氏名(会社名)	
	住所・所在地	
	送り先方番	
	電話	

取付のみ（止水）の場合

水道料金請求先、使用者欄は空欄としてください

NO.	水道番号	号数等	口径(ミリ)	依頼作業	備考
1	000000		20	取付のみ（止水）	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※依頼作業が「取付+開始」の場合、上記使用者に水道料金を請求します。